

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は市場や取引先から高い評価を得られる経営を通じて企業価値を創造し、株主をはじめとしたステークホルダーに対する公正で透明性の高い経営を最優先に位置づけ、監査等委員会設置会社制度を採用することで、コーポレート・ガバナンスを充実することにより、企業価値の最大化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、すべてのステークホルダーに対し、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、情報提供に努め、また適時開示基準に該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平に開示する方針です。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協議】

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、様々なステークホルダーとの協働が不可欠であると認識しております。スローガンを「人の呼吸にもっと優しく」と定め、建築設備の設計施工を通じて、人にとってより自然で快適な生活環境づくりを当社グループ丸となって常に追求しております。

またステークホルダーの権利や立場を尊重するために、社是を「お客様第一」と定め、健全な事業活動倫理を基本とする企業文化の醸成に努めております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠であると認識しております。その認識を实践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ウェブサイトなど、様々な手段により積極的に開示を行っております。

【取締役会等の責務】

当社は、会社法の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しており、経営意思の決定・監査体制と業務執行体制を分離し、効率的な取締役会の運営を図るとともに、社外取締役3名を選任し、透明性の高い経営に取り組んでおります。社外取締役を含む監査等委員会による取締役会の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。

【株主との対話】

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が重要と認識しております。そのため、IR担当取締役および広報戦略室を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための対話の場を設けることを検討中です。その他、株主・機関投資家との個別面談にも積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アクアウェッジ株式会社	993,000	15.20
大成温調取引先持株会	822,700	12.59
水谷 日出夫	556,000	8.51
河村 和平	401,720	6.15
一般財団法人ぺんぎん奨学財団	350,000	5.36
大成温調従業員持株会	345,982	5.30
青木 錠衛	90,000	1.38
和田 ふみ子	75,000	1.15
株式会社みずほ銀行	73,135	1.11

河村 昌平	59,000	0.90
-------	--------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大久保 和正	学者													
公文 敬	他の会社の出身者													
伏見 幸洋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大久保 和正			独立役員に指定しております。	大久保和正氏は、長年にわたり財務省(旧大蔵省)の要職を歴任され、その豊富な経験に基づいた見識を有しており、当社の社外監査役および社外取締役として当社の業務内容も熟知されていることから、社外取締役として独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと判断しました。 また同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

公文 敬		公文敬氏の出身である株式会社みずほ銀行は当社のメインバンクであり、期中において短期借入金および空調設備工事の施工についての取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	公文敬氏は、長年にわたり金融機関において、海外および研究機関の要職を歴任され、その豊富な経験に基づいた見識を有していることから、社外取締役として独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと判断しました。また同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
伏見 幸洋		伏見幸洋氏の出身である株式会社静岡銀行は当社の取引先金融機関であり、期中において短期借入金および空調設備工事の施工についての取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	伏見幸洋氏は、長年にわたり金融機関において、コンプライアンス・リスク管理および監査業務の要職を歴任され、その豊富な経験に基づいた見識を有しており、社外取締役として独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと判断しました。また同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を設置し、取締役会のほか、社内の重要会議への出席などにより、十分な監査および経営監視ができる体制が整っていると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は監査等委員会と協力し、監査計画に基づき業務執行全般についての業務監査を行うこととなっております。また、監査等委員会と会計監査人は定期的に、また、必要に応じて会合を設け、監査計画、監査実施状況および監査結果についてお互いに情報交換ならびに意見交換を行うこととなっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等の額の一部は、業績に応じて支給する業績連動型役員賞与とし、さらにその一部については新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとして付与することとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、かつ当社株主との利益意識を共有し、長期的な企業価値向上への動機づけを一層明確にするため取締役を株式報酬型ストック・オプション付与の対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期における当社の取締役および監査役に対する報酬は次の通りであります。
取締役(監査等委員を除く)に払った報酬 234,570千円(うち社外取締役 1,950千円)
取締役(監査等委員)に払った報酬 27,400千円(うち社外取締役 14,725千円)
監査役に払った報酬 6,225千円(うち社外監査役 3,600千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、経済情勢、経営状況および従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は取締役会に参加する際に、経営管理本部より事前に取締役会の議題およびその内容に関して連絡を行っております。また重要な事実の発生および取締役会決議以外の決定事項に関しても、その旨を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理、コンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性ならびに財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。そのため取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定および業務の執行の監督を行う一方、取締役を中心メンバーとした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理、およびコンプライアンスの徹底を重要課題として認識し、業務内容の透明性ならびに財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。そのため、当社は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社に移行し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

そのうえで当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定および業務の執行の監督を行う一方、取締役を中心とした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

また、監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)は、取締役の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため経営会議その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化につとめることとなっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より4営業日前に発送しております。さらに発送前に当社ウェブサイトに情報開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の前々日に開催しております。
その他	当社ウェブサイトに招集通知を掲載しております。また株主総会において、ビジュアルを用いた事業報告を行い、株主の皆さまにご理解を深めて頂けますよう、つとめております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(http://www.taisei-oncho.co.jp/)に、決算短信等の適時開示資料、株主通信、決算の補足資料の開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部、広報戦略室にて担当しております。	
その他	外部IRサイトに決算の補足資料を開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「『信頼』と『誠実』の経営を通じ、「人財」と「技術」をもって、社会に選ばれる会社であり続ける」ことを経営理念に掲げ、「企業倫理規定」、「行動憲章」を定め、社員及び役員が守るべき行動の原則に、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動することを掲げております。 この原則を実践することにより、企業市民としてその社会的責任(CSR)を果たし、広く社会からの信頼を獲得していくことを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001環境マネジメントシステムの認証を継続し、省エネルギーやCO2削減を事業の中核に位置づけるとともに、社員一人ひとりの意識向上を目指すなど、全社を挙げて幅広く環境保全活動に取り組んでおります。 また社会貢献活動として、品川区主催による地元企業と中学生との交流事業「しながわ職場歩き」への参画や、地域清掃活動等のボランティア活動にも取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、内部統制システムを構築することになり、その意味するところである「業務の有効性および効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」の達成を目標としております。

そのため、当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理およびコンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性ならびに財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。

内部統制システムの基本方針

1. 当社および当社子会社(以下、当社グループという)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、企業の社会的責任を果たすために行動憲章を制定し、役職員等が遵守すべき規範として企業倫理規定およびコンプライアンス管理規程を定める。

(2) 当社グループは、内部通報制度規程を定め、内部通報による不正行為等の早期発見および是正を図るとともに、通報者の保護を行う。

(3) 当社グループの取締役は、コンプライアンス体制の確立が経営の根幹であることを深く自覚し、率先して誠実に行動憲章、企業倫理規程等を遵守する。また、内部統制委員会を設置し、法令等遵守体制を整備し、役職員等への遵法意識の浸透および定着を図る。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社グループは、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行にかかる情報については、文書管理規程および情報管理諸規定に従い、保管、管理する。

(2) 上記の文書管理規程および情報管理諸規程については、業務の適正を確保するための体制の整備の観点より見直し、必要な改訂を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、危機発生への速やかな対応を図るため、経営危機管理規程、リスク管理規程、その他関連規程を定め、グループ全体の危機管理体制を整備する。

(2) 品質、安全、環境、コンプライアンス、損益等の主なリスクに対応するため、社内横断的な内部統制管理委員会を設置し、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決定および業務の執行の監督を行う。

(2) 業務執行機能の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

(3) 代表取締役の指名する者をもって経営会議を設置し、当社グループ全体の経営方針、重要課題、対処すべき事業等のリスクについて審議を行い、迅速な意思決定を行うための体制を整える。

(4) 取締役会規程、職務権限規程、その他関連規程により、取締役の合理的な業務分掌、チェック機能を備えた権限、意思決定および指揮命令系統を整備する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項

(1) 当社子会社については、国内関係会社管理規程、海外関係会社管理規程により、自社の事業の経過、財産の状況その他重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を構築する。

(2) 子会社等のリスク情報の有無を監査するため内部監査室を中心とした、定期的な監査を実施する体制を整備する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を確認した場合には、ただちに取締役、監査等委員会、その他担当部署に報告される体制を構築する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項

当社は監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を求めた場合には、必要な取締役および使用人を配置する。

7. 前項の取締役および使用人の取締役(当該取締役および監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 前項の使用人の任命および人事に関しては、監査等委員会の承認を必要とする。

(2) 当該使用人は、他部門の使用人を兼務することができず、その指揮命令系統は監査等委員会とする。

8. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員会が内部統制の実施状況を監査するため、当社グループの役職員等から、いつでも報告を受けることができる体制を整備する。また、内部通報制度により役職員等の法令等違反行為を監査等委員会に報告する体制とする。

(2) 当社内部監査室は、内部監査規程により、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告する。

(3) 当社グループは、上記の報告を行った役職員等に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払いを請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員が、取締役会、その他重要な会議に出席する等、代表取締役および取締役ならびに執行役員等と定期的に意見交換を行う場を確保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室、経営管理本部その他の各部門に監査の協力を求めることができる体制を整備する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに荷担しないことを基本方針とする。役職員等に「反社会的勢力との対応要領」を明文化し周知徹底を行う。また取引先等の契約書に反社会的勢力排除条項を加え、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、会社全体として速やかに対応してまいります。また、「反社会勢力との対応要領」を社内電子掲示板に掲載し、社員の周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

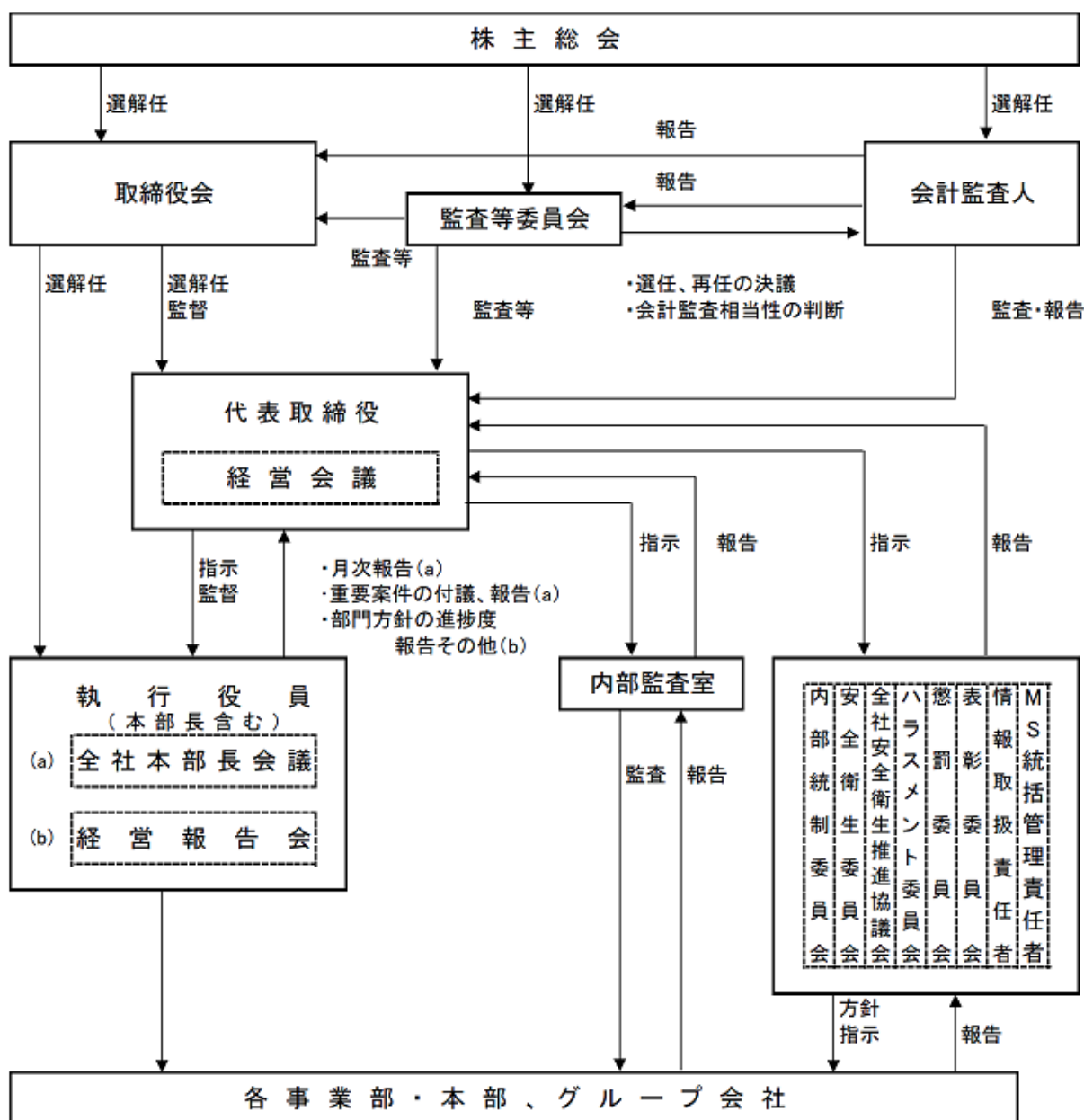
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社は金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な会社情報を適時に開示することにつとめております。開示情報につきましては、TDnetによる情報開示の他、当社ウェブサイトへの掲載による情報開示を行っており、経営管理本部長を会社情報の適時開示の管理責任者として、開示情報の一元管理を行っております。

経営管理本部長は、取締役会、経営会議および全社本部長会議等の社内における重要会議に出席し、常に社内の重要事実情報の把握につとめております。また適時開示に相当する情報の発生が見込まれる時は、当該情報を取り扱う部門責任者および子会社の責任者が経営管理本部長に報告することとしております。

コーポレートガバナンス体制図



- 1 内部統制委員会のコンプライアンス担当役員を責任者とした内部通報制度を設け、不正防止、情報の収集を図る。
- 2 各会議体及び委員会の組織・目的・役割は別に定める。
- 3 懲罰委員会およびハラスメント委員会は必要に応じ組織化するものとする。
- 4 情報取扱責任者における「会社情報の適時開示に係る社内体制」及びMS統括責任者における「MS(ISO)維持管理体制」は別に定める。